

財務省



番号	制度名
財務省	
財務01	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長
財務02	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
財務03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長	府省名	財務省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長(国税5)(法人税:義)、(地方税4)(法人住民税:義)
2	要望の内容	適格退職年金制度の廃止期限後も、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護のために税制優遇措置(運用時の特別法人税課税の停止)の延長を要望する。なお、同税については、平成26年3月末まで課税停止措置が講じられている。
3	担当部局	財務省大臣官房総合政策課(政策推進室)
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長 平成23年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	恒久措置または3年間(平成28年度末まで)の延長とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金制度の廃止期限後も、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)(法人税法の一部改正) 第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 附則第二十条第四項に次のただし書を加える。 ただし、当該契約について同日において第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる事実が生じている場合は、この限りでない。 一 当該契約に係る退職年金の給付を受けている者又は給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者(第二項第一号口の信託の受益者をいう。)、保険金受取人(同項第二号口の保険金受取人をいう。次号において同じ。))又は共済金受取人(同項第三号口の共済金受取人をいう。次号において同じ。))となっていること。 二 当該契約を締結していた事業主のその営む事業の廃止その他これに類する事由によって当該契約に係る保険金受取人又は共済金受取人が当該事業主が有していた当該契約に係る契約者の地位を承継していること。 三 確定給付企業年金法第二条第二項(定義)に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所(当該事業所に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の事業主が締結していること。 (参考) 平成二十三年度税制改正大綱(平成二十二年十二月二十六日閣議決定)</p>

		〔国税・地方税共通〕 9. 検討事項 (3)平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めます。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成22年度評価時に設定した目標「勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運営を図る」は、本租税特別措置等による積立金に対する特別法人税の課税停止措置により、達成されていると考えられる。 適格退職年金契約は、平成24年3月末に他の企業年金への移行期間が満了したが、一定の要件が生じているもの(閉鎖型適格退職年金契約)については引き続き存続している(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第三条)。 この閉鎖型適格退職年金契約については、受給権保護の観点から、受給者が存在しなくなるまで、税制優遇措置(運用時の特別法人税課税の停止)を継続することにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 閉鎖型適格退職年金契約の受給者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 閉鎖型適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保を図ることができ、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>《適用者数》 本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに、適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。</p> <p>適用者数は、以下のとおり。 平成23年度末:175件(794人) 平成24年末:165件(746人)(推計) 平成25年末:145件(658人)(推計) 平成26年末:132件(599人)(推計) 平成27年末:118件(537人)(推計)</p>

		<p>平成 28 年末: 104 件 (472 人) (推計)</p> <p>※平成 29 年末以降の適用者数については、別紙のとおり。                  ※平成 24 年3月末時点の適用者数に残存率(平成 23 年9月評価時のもの)を乗じ算出。                  ※残存率計算方法は別紙のとおり。                  ※「税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報がないため、活用できない。</p>
②	減収額	<p>≪減収見込額≫</p> <p>平成 24 年: 39.1 百万円(国税: 33.4 百万円、地方税: 5.8 百万円)                  平成 25 年: 34.5 百万円(国税: 29.4 百万円、地方税: 5.1 百万円)                  平成 26 年: 31.4 百万円(国税: 26.8 百万円、地方税: 4.6 百万円)                  平成 27 年: 28.1 百万円(国税: 24.0 百万円、地方税: 4.2 百万円)                  平成 28 年: 24.7 百万円(国税: 21.1 百万円、地方税: 3.6 百万円)</p> <p>※平成 29 年以降の減収見込額については、別添のとおり。                  ※平成 24 年3月末時点の減収見込額に残存率(平成 23 年9月評価時のもの)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。                  ※残存率計算方法は別紙のとおり。                  《算出方法》                  資産額 × 1% × 残存率 = 減収見込額(国税)                  資産額 × 0.173% × 残存率 = 減収見込額(地方税)                  ※運用時において、特別法人税(国税: 1%、地方税: 0.173%)の課税がなされると仮定。                  ※閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、3,549 百万円(平成 24 年3月末時点)。                  ※「税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報がないため、活用できない。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間)                  受給権保護の観点から、閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの間、運用時の税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間)                  過去の実績については、平成 23 年度末時点で 175 件 794 人、平成 24 年末までに 165 件 746 人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。                  将来については、適用件数、適用者数ともに漸減するものの、運用時の税</p>

			<p>制優遇措置を閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの間継続することにより、安定した老後の所得確保を図るという達成目標を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間)                  現在のような低金利な運用状況下(2013 年8月 13 日時点の長期金利は 0.74%。直近の 10 年間でも 1.2%前後で変動)で、特別法人税 1.173%が課税された場合、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保が図れなくなる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24 年4月～閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの期間)                  過去の実績については、上記②のとおり、国税、地方税ともに減収が認められるが、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた(適用数等は上記①のとおり)。                  将来については、適用件数、適用者数の漸減に伴い、減収額も漸減するものの、運用時の税制優遇措置を継続することにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。よって、本措置による税収減は是認されるべきものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、上記政策目的の実現手段は当該措置以外には存在しない。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、当該措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>閉鎖型適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことで、適格退職年金契約の積立金の確保が図られ、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保に資することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月	

## 閉鎖型適格退職年金について

暦年	残存率 (単位:%)	適用件数	適用者数 (単位:人)	減収見込み額(単位:百万円)		
				計	国税	地方税
平成24年3月末	100.0	175	794	41.6	35.5	6.1
平成24年(3月末~12月末)	94.0	165	746	39.1	33.4	5.8
平成25年	82.9	145	658	34.5	29.4	5.1
平成26年	75.4	132	599	31.4	26.8	4.6
平成27年	67.6	118	537	28.1	24.0	4.2
平成28年	59.4	104	472	24.7	21.1	3.6
平成29年	52.5	92	417	21.9	18.6	3.2
平成30年	43.3	76	344	18.0	15.4	2.7
平成31年	34.1	60	271	14.2	12.1	2.1
平成32年	24.3	43	193	10.1	8.6	1.5
平成33年	20.6	36	164	8.6	7.3	1.3
平成34年	15.5	27	123	6.5	5.5	1.0
平成35年	13.6	24	108	5.7	4.8	0.8
平成36年	8.9	16	71	3.7	3.2	0.5
平成37年	7.0	12	56	2.9	2.5	0.4
平成38年	5.0	9	40	2.1	1.8	0.3
平成39年	4.6	8	37	1.9	1.6	0.3
平成40年	3.7	6	29	1.5	1.3	0.2
平成41年	1.1	2	9	0.5	0.4	0.1
平成42年	0.7	1	6	0.3	0.2	0.0
平成43年	0.5	1	4	0.2	0.2	0.0
平成44年	0.1	0	1	0.0	0.0	0.0
平成45年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※ 暦年は、注釈のない限り1月から12月の統計。

※ 平成24年3月末時点の減収見込み額(国税及び地方税)の算出過程は、別添のとおり。

※ 年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。

※ 平成24年3月末時点の適用件数等(業界団体調)に残存率(平成23年9月評価時のもの)を乗じ算出。  
なお、平成23年9月評価時の残存率の計算方法は以下のとおり。

※ 残存率計算方法

○ 確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

(例:10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算)

○ 保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○ 保証期間付有期年金

残存有期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○ 保証期間付××年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※ 平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。

※ 平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。

適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは  
課税停止措置の延長要望における減収見込み額について

<減収見込み額：国税(平成24年3月末)>

## ○課税額

【要望が実現しない場合】

$$3,549 \text{ 百万円} \times 1\% = \underline{35.49 \text{ 百万円}}$$

※ 3,549百万円は、平成24年3月末時点の適格退職年金契約の退職年金等積立金の額  
(厚生労働省調)である。

【要望が実現した場合】

非課税となる。

## ○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、35.49百万円。

<減収見込み額：地方税(平成24年3月末)>

## ○課税額

【要望が実現しない場合】

$$3,549 \text{ 百万円} \times 0.173\% = \underline{6.14 \text{ 百万円}}$$

※ 3,549百万円は、平成24年3月末時点の適格退職年金契約の退職年金等積立金の額  
(厚生労働省調)である。

【要望が実現した場合】

非課税となる。

## ○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、6.14百万円。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	府省名	財務省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標が設定されているが、本租税特別措置等の効果をより適切に把握できる測定指標が設定可能と考えられる。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。



## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時は、目標の設定を行っていない。

なお、引き続き租税特別措置等を実施する必要性については、以下のとおり。

承継銀行等は、通常の預金取扱金融機関とは異なり、破綻金融機関の業務の引継ぎ・維持・継続、不良債権等の買取・回収業務を中核とした代替困難な公的機能を担っており、安定的な収入は見込めない。このため、将来的な予期せぬ金融機関破綻処理時においても安定的な財産的基盤の下で当該機能を維持・継続することを可能とすべく資本金を確保しているところ。特例措置が認められない場合、課税負担により資本金が減少し、金融破綻発生時に上記承継銀行等の機能を果たすことが困難となるおそれがある。

このため、承継銀行等の税負担を軽減し、安定的な財産的基盤を確保することが不可欠であることから、引き続き特例措置の延長を講ずることが必要である。

## ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、協定銀行については、本特例措置により、平成23年度までは約320百万円、24年度以降は21百万円の税負担が軽減され、協定銀行の経費負担を減らすことが、安定的な財産的基盤の確保に寄与しており、達成目標は実現している。

承継銀行についても、本特例措置により、平成16～22年度までは約0.2百万円の税負担が軽減され、承継銀行の経費負担を減らすことが、安定的な財産的基盤の確保に寄与しており、達成目標は実現している。

## ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、協定銀行については、本特例措置により、平成23年度までは約320百万円、24年度以降は21百万円の税負担が軽減され、協定銀行の経費負担を減らすことが、安定的な財産的基盤の確保に寄与しており、達成目標の実現が見込まれる。

## ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、協定銀行については、平成24年度までの各年度において税負担が軽減されたこと（23年度320百万円、24年度以降21百万円）で、協定銀行の経費負担を減らすことにより安定的な財産的基盤の確保を図ることができており、税収減を是認する効果が確認されている。

承継銀行についても、平成16～22年度までの各年度において約0.2百万円の税負担が軽減されたことで、承継銀行の経費負担を減らすことにより安定的な財産的基盤の確保を図ることができており、税収減を是認する効果が確認されている。

## ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

将来の予測し難い金融破綻処理に備えて、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、今後の各年度において協定銀行においては21百万円の税負担を軽減することにより、協定銀行の経費負担を減らすことができ、これにより平時より安定的な財産的基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図ることができるため、税収減を是認する効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 (地方税5)(法人事業税:義)
2	要望の内容	承継銀行及び協定銀行(以下「承継銀行等」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例措置が講ぜられており、引き続き当該措置の延長(当分の間)を要望する。
3	担当部局	財務省大臣官房信用機構課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 協定銀行に係る課税標準の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る課税標準の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る課税標準の特例措置の延長要望(5年間) 平成21年度 承継銀行に係る課税標準の特例措置の延長要望(5年間) ※ 本年の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を一つにまとめて要望している。
6	適用又は延長期間	当分の間、延長を希望
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税負担の軽減により承継銀行等の安定的な財産的基盤を確保することにより、預金等定額保護下における、円滑な破綻処理等のための態勢整備を図り、預金者保護、信用秩序を維持することを目的としている。 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応の措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例を受けることで平時より安定的な財産的基盤を確保することを通じた円滑な破綻処理等のための態勢整備を図ることを目標としている。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 円滑な破綻処理を行うための安定的な財産的基盤の確保 なお、将来的な破綻処理について見込みを出すことは困難なため、測定指標を定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例による税負担の軽減を受け、平時より安定的な財産的基盤を確保することにより、金融機関破綻処理時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【承継銀行】 平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に120,000千円(資本金等の額(2,120,000千円)-特例措置適用後の課税標準(2,000,000千円))である。 なお、承継銀行については平成25年8月現在において存在しない。しかし、承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性はある。</p> <p>【協定銀行】 これまでは整理回収機構が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に210,000,000千円(資本金等の額(212,000,000千円)-特例措置適用後の課税標準(2,000,000千円))である。平成24年度についての適用総額は10,000,000千円(資本金等の額(12,000,000千円)-特例措置適用後の課税標準(2,000,000千円*))である。 将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、適用総額は10,000,000千円となる見込み。なお、適用総額について、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。</p> <p>※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(200,000,000千円)の減資を行ったことに伴い212,000,000千円から減額されたもの。 ※ 適用総額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第2項「承継銀行等に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)210,120,000千円を活用している。</p>
		② 減収額	<p>【承継銀行】 平成20年度 0.2百万円 平成21年度 0.2百万円 平成22年度 0.2百万円</p> <p>【協定銀行】 平成21年度 319百万円 平成22年度 320百万円 平成23年度 323百万円 平成24年度 20百万円※ 平成25年度 21百万円※</p> <p>承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。 協定銀行は、将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、減収額も21百万円前後になる見込み。なお、減収額は、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。 ※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(200,000,000千円)の減資を行ったことに伴い、212,000,000千円から減額されたもの。</p> <p>(積算根拠) 10,000,000千円×0.21%=21,000千円</p> <p>※ 平成23年度の減収額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第2項「承継銀行等に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)210,120,000千円を活用している。</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例を受けることで平時より安定的な財産基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者保護、信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例により税負担軽減により、安定的な財産の基盤を確保でき、金融機関破綻時において迅速かつ円滑に破綻処理等を行う態勢整備が確保されている。なお、金融機関の規模や特性等により要望内容の実現状況は異なるため、実現状況を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 特例措置が延長されず課税された場合、金融機関破綻時において税負担のため財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理を行うための態勢が維持できず、預金者保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 承継銀行等については、課税標準の特例による税負担軽減により、安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、信用秩序の維持、預金者保護が図られている。将来的にも同様である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引継ぎ、かつ、引継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護、信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p> <p>なお、承継銀行等は、銀行法に基づく免許を受けた銀行として、同法に基づく業務を行う法人であるとともに、預金保険法等に基づき公的使命を負って限定的な業務を行う法人としての二重の性格を有している。そのため、他の政策手段(補助金の交付や規制)により目的を達成することは困難である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	承継銀行等に対する事業税に係る資本割の税負担軽減の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定性に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	府省名	財務省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標が設定されているが、本租税特別措置等の効果をより適切に把握できる測定指標が設定可能と考えられる。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時は、目標の設定は行っていない。

なお、引き続き租税特別措置等を実施する必要性については、以下のとおり。

機構は、株式保有制限の導入に伴う銀行等の株式処分により、信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、市場売却を補完するセーフティネットとして高い公共性を有しており、最終的な国民負担の極小化の要請から、多額の拠出金を有する必要がある。また、拠出金は、機構の運営経費に充てるための資金である当初拠出金及び機構が特別株式買取を行うに当たって機構に損失が生じた場合の補填財源として会員（銀行等）に納付させた売却時拠出金であり、通常の会社の資本金とは性格が異なるものである。

このため、機構の買取業務等を円滑に図り、機構の解散時における国民負担を極力回避するためには税負担を軽減し、安定的な業務運営基盤を確保することが不可欠なことから、引き続き現行の特例措置を講ずることが必要である。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、各年度で57百万円の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、達成目標は実現している。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、各年度57百万円の税負担が軽減され、経費負担を減らすことは機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与し、達成目標の実現が見込まれる。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、平成25年度までの各年度において57百万円の税負担が軽減されたことで、機構の経費負担を減らすことができ、市場売却を補完するセーフティネットとして高い公共性を有する機構の安定的な業務運営基盤の確保を図ることができており、税収減を是認する効果が確認されている。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

将来の予測し難い株式市場等の影響に備え、少しでも資本金の減少を避けることが必要なところ、本特例措置により、今後の各年度において57百万円の税負担を軽減することにより、機構の経費

負担を減らすことができ、市場売却を補完するセーフティネットとして高い公共性を有する機構の安定的な業務運営基盤の確保を図るという達成目標を実現することができるため、税収減を是認する効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 (地方税6)(法人事業税:義)
2	要望の内容	銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられており、当該措置の延長(当分の間)を要望する。
3	担当当局	財務省大臣官房信用機構課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置 創設 平成21年度 5年間の延長
6	適用又は延長期間	当分の間の延長とする
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4-2 :金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めるための安定的な業務運営基盤の確保。 なお、達成目標の性格上、指標をもって定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講じることにより、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。

8	有効性等	① 適用数等 本特例措置は、平成16年度から平成25年度まで機構が適用を受けている。平成25年度までの適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円)-特例適用後課税標準(10億円))である。 将来的にも機構のみが適用を受ける見込みであり、適用総額は274.8億円となる見込み。 ※ 適用総額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679千円を活用している。
		② 減収額 ○減収額 平成16年度から平成25年度まで各年度57百万円 ○減収見込み額 平成26年度以降、平年度57百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679千円 × 0.21%※ = 57,705千円 ※東京都適用税率 ※ 減収額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679千円を活用している。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等が保有する株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本特例措置が講じられることにより、機構は平成16年度から平成25年度の各年度で57百万円の税負担が軽減され、安定的な業務運営基盤の確保が図られている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の業務運営に係る経費支出に制約が生じるなど、機構の安定的な業務運営基盤確保に影響することが考えられ、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置により税負担が軽減されることで、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能の十全なる発揮が図られていることから、税収減を是認するような効果があるといえる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものであり、当該業務は機構のみが担っている。</p> <p>本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることを踏まえると、引き続き、租税特別措置によることが妥当であり、他の政策手段により目的を達成することは困難である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構が銀行等の保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することで、金融システムの安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

